

平成 26 年度 第 1 回 燕市行政改革推進委員会

- 【日 時】 平成 26 年 6 月 23 日（月）午後 5 時 30 分～午後 7 時 20 分
- 【場 所】 燕市役所 1 階 会議室 101、102
- 【出席者】 委員 五十嵐勝也、池田 弘、梅田豊久、笹川常夫、滝澤惇三
田中 進、田村 秀、細野美恵子、山崎綾子（敬称略）
- 事務局 企画財政部長 五十嵐嘉一、同課長 田辺秀男
同副主幹 杉本俊哉、同副参事 柴山文則
同政策専門員 石黒昭彦
同主事 浅野晴也、石村由紀、吉田英樹
総務課長 広野義徳、同係長 大塚小由紀
- 【欠席者】 委員 高橋真由美（敬称略）

1. 開会

事務局：皆様お疲れ様です。本日は、お忙しい中お集まりいただきまして大変ありがとうございます。ただいまから平成 26 年度第一回燕市行政改革推進委員会を開催させていただきます。

最初に委員の皆さんの出席状況でございますが、高橋委員から欠席の連絡をいただいております。また、今年度最初の会議でありますので、委員会の議事の公開について確認をさせていただきたいと思っております。燕市におきましては開かれた市政をめざし、会議を原則公開しております。今年度も引き続き、会議の公開と議事録の公表を行っていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。なお、議事録の公開にあたりましては、委員名は伏せてホームページに掲載させていただきますので、あらかじめご承知おきをお願いいたします。それでは、開会にあたりまして企画財政部長がご挨拶申し上げます。

企画財政部長：大変お疲れ様でございます。今年度、第一回目の行政改革推進委員会ということでございます。

例年ですと、行革の委員会は年 3 回開催させていただいておりますが、今年度につきましては、5 回の開催を予定しております。なぜ、余計に 2 回増やさせていただいたかということですが、受益者負担の見直しについて、皆様のご意見をいただきたいということです。公民館、体育施設などの使用料についての燕市の現状、また、近隣の自治体との比較につきまして、委員の皆様にお知らせし、ご意見を頂戴したいということでございます。

ひとつめの理由として、平成 18 年に燕市が合併し、その段階で燕・吉田・分水の公共施設の利用料金等については統一を図らせていただきましたが、抜本的な見直しをせず、8 年が経過したということが言えると思っております。

また、もうひとつ大きな理由といたしまして、平成26年4月に消費税が8%に引き上げられました。さらに来年10月には10%への引き上げが検討されているということでございます。そうしますと、わずか1年半のあいだに消費税の税率が2倍に引き上げになります。従いまして、公民館等の維持管理経費も、その分上昇するといったこともございます。

そういったことから、燕市の実態につきまして、委員の皆様にお知らせした中で、委員の皆さんから忌憚のないご意見、ご提案などをいただければということでございます。決して引き上げを前提にしてということではなく、まっさらの状況を委員の皆様にお知らせしたいということでございますので、よろしく願います。

(事務局：転入職員2名について紹介)

2. 会長あいさつ

会長：皆さんお疲れ様でございます。

先程、部長の方から消費税の話がでましたが、正に大学も同じでありまして、消費税が上がっても国からの交付金上がるわけでもなく、学費があがるわけでもなく、その中で遣り繰りせよと言われております。

また、昨年度、大口の電気料金が上がりまして、月に1千万円追加になっているというような状況であります。どこの組織も大変厳しい状況でありまして、特に私のいる大学は、法科大学院が募集停止となり、法学部は過去にやったことのない二次募集を行うということとなり、さらに、教育学部の新課程という、教員免許を前提としないところは廃止だということです。これは全国的にそういうことですが、そういう色々な嵐が吹いております。ただ、嵐が吹いてる中で何もしなければ、更に国からの交付金が何割も減ってしまうということで、新しい組織、学部なのかわかりませんが、そういうものを造るということを評議会などでも決定しておりますが、他方でスリム化も図りながら、一方で拡充もしなければいけない。恐らく、市に置き換えれば、行政サービスの拡充ということも一方であるでしょうし、一方でスリム化もしなければいけない。これは恐らく、どの公的な組織でも共通な課題となってくるかと思えます。

そういう中で、先程部長の方から使用料等の話もありましたが、もちろん額の面もありますけれども、ルールといいますか、市民全体の納得感のある行革の成果というものを示していかなければいけない。それはこの委員会の使命かと思えますので、それぞれ各委員の皆さんいろんなお立場があるかと思えますけれども、忌憚のないご意見をいただければと思っております。今年度もよろしく願います。

3. 議題

(1) 平成 26 年度の審議スケジュールについて

会長：それでは、引き続き議事の方を進めさせていただきます。本日の議題は、3点でございます。まず1番目の議題、「平成 26 年度の審議スケジュールについて」ということで、事務局の方から説明をお願いいたします。

(事務局：資料 1 に基づき説明)

会長：はい。ただいま事務局の方から資料 1 に基づきまして、平成 26 年度の審議のスケジュールについて説明がございました。今日を含めて 5 回の会議ということでございますが、これについて何か質問などございましたら、挙手をしてご発言をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

ないようですので、具体的な内容等はまた資料 2、資料 3 でいろいろとございますので、できれば先に進ませていただければと存じます。

(2) 燕市行政改革大綱後期実施計画「平成 26 年度実施計画」の概要について

会長：続きまして、議題 2 であります。燕市行政改革大綱後期実施計画の平成 26 年度実施計画の概要についてでございます。事務局よろしくをお願いいたします。

(事務局：資料 2 に基づき説明。なお、項目 3-1、6-1、8-2、8-3 について総務課人事担当より説明。)

◎質疑応答

会長：ただいま事務局の方から実施計画の概要について説明がありました。基本的には、25 年度の実績の金額等は、次回ということだと思います。新しいことも若干加わっているようですが、これらにつきまして、質問などございましたら、挙手をしてからご発言をお願いしたいと思います。

事務局：事務局の方から、昨年度 2 月の委員会におきまして、2 点ほど宿題をいただいていたものにつきまして、ご説明をさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

まず、国民健康保険証の裏面についてでございます。臓器提供の意思表示について、担当課で何か PR を行っているのかということでございますが、今まで特に担当課では PR を行ってきておりません。臓器提供につきましては、個人の主義・思想が大きく関わってまいりますので、今後につきましても積極的に PR していく予定はないとのことです。

次に、議場内でのパソコンやタブレット端末の活用について、議会の見解はと

ということでございましたが、議会事務局から、全ての議員へパソコンやタブレット端末を配布する予定はございません。情報化社会におきまして、ペーパーレス化等の観点もございますので、今後、継続して検討していく予定でございます。以上です。

会長：ただいまの事を含めまして質問などございましたら挙手をして発言願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員：先程3ページで、庁内の会議でペーパーレス会議の推進をされるという風にお聞きしましたが、将来、市民向けにも拡大をする方向というのは考えたほうがよろしいのでしょうか。

事務局：こういった会議における資料の軽減、節約ということでしょうか。

委員：私たちも資料を貰っていますけれど、例えばそういうことも含めて考えられるのか、それとも会議とは関係なく、市民宛ての通知などがペーパーレスになる等は、あるのでしょうか。

事務局：ペーパーレス化は庁内で始めたばかりの取組でございます。市民の皆さんということになりますと、様々な課題がありますので、すぐにそういった方向性は考えておりませんが、これからの時代の流れの中で、どうあるべきかということについても検討していきたいと考えております。

委員：今すぐできるかどうかということもあると思うのですが、こういった資料を郵送で送っていただくと、それだけで経費が結構掛かると思いますので、コンピュータを持ってる方と持っていない方を最初に把握して、メールで送っていただければ、紙代も印刷代も郵送代もかからない。微々たるものかもしれないですが、色々な委員会がありますよね、ここだけではなくて。そういうことも実施していただくと、少しはペーパーレス化の一環としていいのではないかと思うのですが。

事務局：メールの活用については、おっしゃる通りだと思います。今後の会議の在り方の中で、そういうことが可能な会議という部分を検討いたしまして、そういった方向性を、すぐというわけにはいきませんが、全庁的に考えてみたいと思います。

委員：2ページの、補助金を所管する部署はどこですか。

事務局：2ページの表にあります通り、平成21年～25年は5か年計画で、外部の検討委員会からの提言を基に、補助金の金額を削減してきました。一定の基準、5%を削減していこうということを行ってきたわけです。それは全体的な話ですので、企画財政課の方で所管しました。ただし、それぞれ担当課の方で、関係する団体がありますので、そういったところの調整は、各課の方でやっているという流れです。また、今後も本計画の中で適正な額を検証していくということでございますが、それは毎年度の予算編成等を通しながら、企画財政課で検証を行っていくという形になっております。

委員：5 ページの売却と貸付の違いは、なぜ生じるのでしょうか。

事務局：利活用方針のない部分について、いろいろ検討した結果、今後も使う予定がないというものにつきましては、売却となります。土地の関係は売却が多いです。建物に関しましては、公共的な団体などに貸し付けるという方法の方がやりやすいということがあります。売却では、その原資がどうなるかという部分もあるためです。ケースバイケースになりますが、無償譲渡ということも場合によってはございます。

委員：組織風土の改革ですが、各部局とか、主事、係長とか課長とかいうのはわかるのですが、管理職と監督職の違いとか、役職名の意味とかがわからないのですが…

事務局：管理職と監督職の違いでございますけれども、私どもが定めている管理職というのは、部長、課長、参事、課長補佐、その中に主幹もおりますけれども、課長補佐以上を管理職という風に捉えております。監督職というのは、係長級ということで位置づけております。

会長：難しいのは、そういう指摘があつて、ある県で全部カタカナにしてしまったということがあるんですね。そうするとかえってわかりにくくなってしまった。

即ち、チーフとかマネージャーとかリーダーは誰が偉いのか。むしろ一般的に、部・課・係というのは日本の組織では割とわかりやすい。ただ、それにどんどんと中間職が増えて、わかりにくくなってるのは事実ですが、行革の永遠の課題みたいな話です。

ご指摘は、公務員制度というか、組織のマネジメントの根幹に触れるところですが、なかなか 100 点満点の答えがないということは、どこの自治体でも悩ましくやっています。大きい組織になればなるほどわかりにくくなっていて、それは大学などでもあることです。

委員：12 ページについて、フロアマネージャーが庁舎ができたときからずっといらっしやいますよね。一年経ちますと、皆さんどの窓口も親切で、非常に仕事も早くて、よくやっていただいております。私自身としては、もうフロアマネージャーさんなんかいないぐらいじゃないかと思ってるんですけど、フロアマネージャーというのはだいたい 1 日でも 1 カ月でもいいのですが、市民からどのくらいの案件を頼まれてられるものなののでしょうか。

事務局：フロアマネージャーは派遣職員でございます。去年、新庁舎に移転当時は 4 人でしたが、結構需要があるため、現在は 5 人おります。案内だけでなく、住民票、戸籍、印鑑証明など、総合証明の係も兼ねていて、一人がフロアマネージャー的な業務、つまり住民票や戸籍の申請書の記載の支援・補助をやりながら、お尋ねに来られた方に対してご案内するというところでございます。

件数につきましては、統計をとっていないので、わからないのですが、一年経

ってもお尋ねになられる方もいらっしゃるということで、繁忙期になると、1名では足りず、職員も交代ですが応援にでている状況でございます。

会長：件数について、わかる範囲で定量的な把握もあるといいと思います。ご検討ください。

委員：6ページの自販機の貸付入札の実施なのですが、議事録を見ますと、福祉団体等で、手数料を活動費に充てているという話がございましたが、だいたい自販機ですと、販売額の10%くらいはマージン、設置料として入ると思いますけれども、どの団体に、収益がどのくらいあるかというのは把握されているんですか。

事務局：公共施設に設置されている中で、福祉団体の関与があるものがどれだけあるか、どの団体かは把握しておりますが、自動販売機の設置業者から福祉団体の方にいくらお金が行くかというところまでは、把握しておりません。

委員：去年から同じ項目が出ていますけれども、その中で、その辺が明確にされないのは、どうなのかなと感ずる部分がございます。当然いろんな所で切り詰めて、各種補助金を削減という形で進んでいる中で、結構大きい金額だと思います。早急に調査して報告いただきたいと思います。

会長：それは把握することは可能ですか。当然、公共施設、公有地、公共の場に設置されているものですから、情報提供は可能かと思うのですが、どうなのでしょう。

事務局：基本的に、市から補助金が出ていれば、その関係からお聞きして、収支という部分で把握できると思いますので、その辺については出させていただきます。

委員：それと、平成24年度、後期計画が始まったときに財政的効果見込みが書いてあるかと思いますが、各種施策を追加しておりますが、この効果額をどのくらい見ているのかということが、この資料では全然わからない。それがわかるような資料にしていただけたらと思います。

事務局：財政的効果額につきましては、事務局の方で各課に照会の上、項目ごとに実績と、見込みを把握しておりますので、その資料を出させていただきます。

委員：新潟市の行革の資料を見ますと、日帰り温泉施設の民営化という形の取り決めがされているようです。燕市も、「てまりの湯」で相当のお金を使っている。その辺は、結構民間の施設がございますので、なぜ市がわざわざ民間の領域を侵してまで、やる必要があるのでしょうか。他市町村が民営でやっているとということを聞きますと、その辺の取組の方向性というのはあるのでしょうか。

事務局：ご指摘の「てまりの湯」につきましては、今年度から指定管理制度を導入した施設であります。その際に議会にも説明し、協議をお願いしたわけですが、民間との競合施設であるということについては、そういったご意見もございました。

ただ、本市の場合、市民の保養・健康増進という部分を重点に目的として置い

ておりますし、施設改修費と、民間が経営した場合の収益の部分、規模からするとなかなか採算はとれない施設であり、このまま民間に譲渡というのはなかなか難しいと思われます。指定管理者制度を導入し、市民サービスと合理化を図るとというのが、現状の考え方ということでございます。

会長：こういったことは、かなり大きな話でしょうから、議会の方で最終的に決められるのだと思いますが、行革の委員会の中でこういう意見があったということをお伝えいただけるようお願いしたいと思います。

委員：まず意見ですが、1 ページ、ジェネリックの件ですけれども、以前、ジェネリック医薬品専門の医薬メーカーがあるわけでしょうから、行政でそれを使えというのはおかしいとお話しましたが、財政の負担を低くするのでしたら、これは市民ではなく、お医者さんです。我々患者は、医者に対して言えません。医師会とよく相談して、この方針が実現できるようにやったほうがいいと思います。

次に、管理委託制度ですが、今度「てまりの湯」も指定管理になったわけですよ、体育館もそうですね。その具体的な内容と効果、簡単に指定管理の例をあげて、「てまりの湯」でも結構ですし、体育館でも結構ですので、簡単に教えていただけませんか。

会長：最初の方は意見ということで、指定管理のことについてお願いします。

事務局：指定管理をする際には、議会の議決が必要になりますので、その辺の説明を行っております。その際の資料があったほうがわかりやすいと思いますので、資料を揃えた中で、説明をさせていただきたいと思います。

委員：次回詳しくお聞きしたいんですけど、例として、いろんな助成金でやっている事業がありますよね。全国でも、そういう助成金の関係で決算書を見ると、とてつもない資産を持っているような場合がある。指定管理というものがそういう事に繋がらないように考えているとわかる資料をよろしくお願ひいたします。

事務局：指定管理の報告義務がありますので、そういった部分の資料につきまして、ご用意させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

委員：市長の所信表明に、人材育成や組織活性化などの市役所改革は、大きな政府でもなく小さな政府でもなく、「賢い政府」を作っていくという文言がありましたけれども、そうすると機構改革というのが必要になってくるのではないかと思います。どうなんですか。

事務局：組織をあまり細分化すると縦割りになるということもあり、組織を統合して、風通しを良くしていくということで、合併以来、課の数、係の数は少なくなってきております。今後、部とかの方も考えていかなければならないと思っておりますけれども、具体的にいえる立場ではないのですが、なかなか難しいところもございませぬ。

委員：職員数に比較して燕市は部が多いのではないかと思います。例えば 930 人位のところで、部は 6 つしかない市もあります。燕市は 11 ですよね。課が 27 あり

ます。これは多すぎるという気がするんですけど、どうなのでしょう。それと、大きいところでもそうですが、新発田とか村上は部制を廃止してますよね。こちらへんはどのようなのですか。

事務局：まず最初に、部の数ですけども、合併以来あまり減ってないのは事実でございます。私どもが苦勞しているのは、部の数をいかに効率よく統合していくか、業務の連携も含めた中で、部を統合しなければいけない。そのようなことを総合的に勘案しまして、内部で詰めている段階ですけども、そのようにご理解いただきたいと思います。

また、部制のことでございますが、合併当初、副市長が当時2人おりましたが、それを1人にいたしました。今では副市長の仕事も、市長の補佐だけでなく、政策的なこともやらなければならないということもありまして、当然部長も必要ということで、部制を敷いているということでございます。

会長：これも課制に戻したり、部制にしたり、いろんな自治体でいろんなことをやっております、なかなか正解がある話ではないようです。

ただ、いずれにしても、そういう声があるということは、考慮していただきたいと思います。結局は風通しのいい風土をつくることが一番だと思います。ぜひともご検討ください。

いろいろとご意見が出ておりますが、是非というのがなければ次に進ませたいのですが、よろしゅうございますか。

(3) 公共施設使用料等の検証について

会長：こちらの資料3は、恐らく今までの議論と非常に重なるのではないかと思います。先程の社会福祉法人など、そういうところにも絡んでくるところでありますし、まさに市民間、あるいは各団体間の公平性の問題ということで、いろんな意見があると思いますけれども、公共施設の使用料等の検証ということでございます。これにつきまして資料3の方で事務局から説明をお願いいたします。

(事務局：資料3に基づき説明)

◎質疑応答

会長：いま事務局から説明がありましたが、私も含めてかなり理解するのが難しいと思われま。確認ですが、今日ここでするのは、今、方針を云々というのではなく、まずは事務局から今後検討するにあたって、現状について資料を説明していただいた。その限りで、質問があればそれを各委員にまず言っていただくと、そして次回、ある程度、たたき台みたいなものを出していくということですよ。ですから、資料の中でよくわからないことや、あるいは自分の関心があるところなどでのご意見もあろうかと思いますが、そのあたりを各委員から自由に出していただきたいということかと思ひます。

委員：先程話ができました、指定管理者制度、そういうものを取り入れられるような傾向があるようですけれども、こういう風なことについても、数字の上で、どの程度結果が出てくるとか、そういう見通し等も並べて出させていただくとおさらいわかりやすいと思います。

会長：その辺は次回とかに出すことはできますか。よろしく願いいたします。

委員：各市内の施設間の違いのデータが、生涯学習課の方に上がっていると思いますので、次から、そういうことも含めた資料が出るのではないかと考えています。そうすると、同じ規模なのにこの公民館とここでは、やっぱり統一の基準がないので、それぞれ事情があるのですが、そういうことについてこれから検討すると思っています。

会長：アンバランスが、同じ施設間、施設の違うもの等々ありますので、いろんな軸で検討しないとイケません。恐らく完璧な基準というものではなくて、多分この自治体も苦勞している。過去の経緯などもありますので。ただそういう中で、これはあまりにもというものは、きっとあると思いますし、そういうことを含めていろいろとご意見をいただければと思います。

委員：減免されている団体というのは具体的にどういった団体なんですか。

事務局：社会教育団体については現在、公民館施設では100%の減免、体育施設については50%の減免をしている状態でございます。そういったところでも、統一の基準で運用されておりませんので、見直しを今後検討させていただきたいと考えております。

会長：確認ですが、社会教育団体の定義はどうなっているのでしょうか。特に、申し込み制みたいな感じで、規定はないのですか。公的な団体だけでなく、市民のサークルを含めてということでしょうか。

そういうところも少し見ておく必要があると思います。社会教育団体という言葉だけだと、どういう定義になっていて、具体的にはどういうところがその対象なのか。そういうところも見ていかないと、言葉だけ、観念だけでは、ミスリーディングになるかもしれませんね。

委員：こういう団体が今、減免減額されているという具体的な名前を上げられるかどうか、ということもあるかと思いますが、そういった資料があるとわかりやすいと思います。

事務局：確かに個別の団体名までというのは厳しいかもしれないですけども、次回の委員会の時に、できるかぎりお示しさせていただきたいと思っています。

委員：生涯学習課の方で社会教育会議があるときに、社会教育団体は具体名が出ていて、報告があります。社会教育団体登録するときには決まりがあってやっています。もし検討するのであれば、やっぱり具体例を出さないとわからないと思いますよ。

会長：多分、部局によってそれぞれの目的を持って資料を出していると思いますが、

時として、違うところに出すと差し障りがあることもあり得ると思います。プライバシーまではいきませんけれども、各団体の名前などは、お見せするけれども回収するというやり方もあるでしょうし、実際に出せるものであれば出してもらうということで。過度に情報を集める、個人情報でなくても、団体の情報であっても、あまり集め過ぎても良くないというような考え方もあります。ただ一方で、判断するときにはちゃんと見ておく必要はあります。

委員：ペーパーレス化として、プロジェクターで映すっていう方法もあるのではないのでしょうか。

会長：もしかすると、この会議で最初にそのペーパーレスの試行をするということもあるかもしれません。例えば、委員の方によっては、紙が要らない人には、とくに個人情報等が特定されなくて、問題ないものであればメールで送るということもあるのかもしれません。プロジェクターというのもエコかもしれません。ご検討ください。

委員：次回、行政改革の具体的効果の数字があげられますよね。地方自治体の健全さを表す数字も出していただいて、この公共施設使用料の検討が、本当にただ公平性のためにやるのか、あるいは財政の問題でやるのか、その必要性の云々もきちんと資料を出していただきたい。必要性がわからないと、議論できないということもありますので、是非とも詳しくお教え下さい。

会長：どちらもといえばどちらもですし、難しいでしょうね。支出の削減という観点と、市民間の公平感・不公平感をより減らすというのと。ただ、どちらに、より軸足を置くのかというのは、ある程度、事務局としての考えとか、極論すれば、財政の話でいえば夕張市みたいになってしまったらもう、有無を言わず、ともかくとるということになるでしょうし、やはり、それぞれの自治体の置かれた状況によって、スタンスというのは異なってくる。それは当然あって然るべきだと思うんですけれども、その辺も含めて示していただくといいと思います。

恐らく、どんな案をしても 100 点満点の話はなく、絶対いろいろ出てくると思います。それは議会に行けば、議員さんひとりひとり意見が違うと思いますので、なかなか大変な作業とは思いますが、それも含めて、今日出ている資料の関係で気づいた点やわからない点など、いまのうちに質問を投げかけておいた方がいいと思います。

委員：資料 3-2 の、維持管理費に対する公費の負担ということで、69.2%かかっていますけれども、この母数はどのくらいの額なのでしょう。

会長：要は分母と分子がいくらなのかということですね。具体的な数字で、比率ですから分母と分子があって、比率がわかるわけですから。

事務局：施設の維持管理費についての合計金額でございますが、平成 25 年度で、約 14 億円でございます。

委員：公費負担が 10 億円弱ということですね。

会長：ですから、大変失礼な言いかたですけど、行政改革の10万、100万という数字と比べると大きい額だということは、それだけ燕市としては様々な公共施設に、1年間当たりメンテナンス等々でお金をかけているということが明らかになりますので、その意味ではやはり小さくない、大きなことですよね、そういう理解でよろしいですね。

事務局：はい。

会長：ここが0.1%でも0.01%でも変わると凄い額ですよ。他いかがでございますか。

この資料3につきまして、またいろいろと出てくると思いますので、会議の前日などですと難しいでしょうから、少し時間を見ていただいて、ご質問やご意見を各委員から出していただくということで、お願いできますでしょうか。

とりあえず、今日はこの3点でございまして、2番目の実施計画につきまして、まだまだ議論があるわけでありまして、特に実績の数字が次に出てくるので、いろいろとご意見等も出てくるかと思えます。また、いくつか今回も宿題が出ておりますので、それに対してご回答いただくということでございます。

4. その他について

会長：それではその他ということに移らせていただきます。事務局の方で説明をお願いします。

(事務局から説明)

会長：先程申しましたように、資料3について、7月10日前後くらいまでにわからないところや、こういうところを知りたい等を伝えていただいて、事務局の方で、それをもとに次回の資料等を作成していただきたいと思えます。

それでは、本日も予定しておりました事項は、全て終了ということでございますので、大変長時間にわたりましたが、どうもお疲れさまでございました。

以上をもちまして閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。